認定（仮認定）・指定ＮＰＯ法人制度について

認定（仮認定）・指定制度とは

- ＮＰＯ法人への寄附を促すことにより、ＮＰＯ法人の活動を支援するために税制上設けられた措置です。

	認定ＮＰＯ法人	仮認定ＮＰＯ法人	指定ＮＰＯ法人
申請先 申出先	所轄庁	所轄庁	個別条例指定制度を持つ都道府県・市町村
有効期間	認定日から5年間（更新可）	認定日から3年間（更新不可）	指定日から5年目の月末（更新可）
対象法人	法人成立後1年を超過したすべてのＮＰＯ法人	法人成立後1年を超過した設立から5年以内のＮＰＯ法人	法人成立後1年を超過したすべてのＮＰＯ法人
税制優遇	①寄附をした個人が所得税・個人住民税（※）の寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人が特別損金算入額の範囲内で損金算入ができる ③相続人が相続財産を寄附した場合、その価額を相続税の課税対象から除外できる ④認定ＮＰＯ法人が行う収益事業のうち、収益事業以外の特定非営利活動事業に支出した金額を寄附とみなし、損金算入できる	①寄附をした個人が所得税・個人住民税（※）の寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人が特別損金算入額の範囲内で損金算入ができる ※③④は対象外	①寄附をした個人が個人住民税の寄附金控除を受けられる ※①の所得税、②③④は対象外

※個人住民税の寄附金控除は、認定・仮認定を受けても自動的に控除対象にはならない。個人住民税（都道府県民税+市区町村民税）は該当の都道府県及び市区町村からＮＰＯ法人が個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。

認定（仮認定）NPO法人とは

【認定ＮＰＯ法人】

- ＮＰＯ法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたＮＰＯ法人

【仮認定ＮＰＯ法人】

- 設立後5年以内のＮＰＯ法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつきパブリックサポートテストを除く一定の基準に適合したものとして、所轄庁の仮認定を受けたＮＰＯ法人

認定基準
① パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）にいずれかに適合すること ・相対値基準・・・収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上である ・絶対値基準・・・年3，000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である ・条例指定　・・・事務所のある自治体で条例により個別指定を受けている
② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50％未満であること
③ 運営組織及び経理が適切であること
④ 事業活動の内容が適正であること
⑤ 情報公開を適切に行っていること
⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること
⑨ 欠格事由に該当しないこと

認定（仮認定）申請（手続きの流れと提出書類）

- 特定非営利活動法人認定申請書（第21号様式）／特定非営利活動法人仮認定申請書（第31号様式）
- 寄附者名簿（認定のみ）
- 認定基準等チェック表（第1表～第8表）（（第1表）は認定のみ）
- 欠格事由チェック表
- 寄附金充当予定事業一覧
- 納税証明書（国税、県民税、市税）
- 欠格事由に該当しない旨を説明する書類

市民協働推進課へ事前相談
↓
申請書提出
↓
認定審査
・申請書を基に認定基準の確認
・所轄庁の担当者が法人の事務所にて実態確認等を行う場合がある
・申請から認定までの標準処理期間は180日以内
↓
認定（仮認定）の通知
↓
認定ＮＰＯ法人／仮認定ＮＰＯ法人

指定NPO法人とは

【指定ＮＰＯ法人】

- 指定ＮＰＯ法人とは、ＮＰＯ法人のうち、一定の要件を満たすものとして、条例で個別に「指定」されているものをいいます。

指定要件
① 市内で活動する特定非営利活動法人であること。
② 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次に掲げる基準に適合すること ・ 事業の内容 ア 不特定かつ多数の市民の利益に資すること イ 市の計画又は施策の方向性に沿うこと ・ 支援又は支持の実績（次のいずれかに該当すること） ア 寄附の実績 イ 国等からの支援又は支持を受けている実績 ウ 地域団体等からの支援又は支持を受けている実績 エ 中間支援組織（当該申出のあった法人）から支援を受けている団体から支持を受けている実績 オ ア～エに準ずるものとして市長が適当と認める実績
③ 運営組織及び経理が適切であること
④ 事業活動の内容が適正であること
⑤ 情報公開を適切に行っていること
⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること
⑨ 欠格事由に該当しないこと

指定の申出（手続きの流れと提出書類）

- 指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）
- 指定要件チェック表（第1表～第8表）
- 欠格事由チェック表
- 寄附金充当予定事業一覧
- 納税証明書（国税、県民税、市民税）
- 直近の事業報告書等、役員名簿、定款
- 認証・登記に関する書類の写し
- 申出のあった日の属する事業計画書
- 地域の課題の解決又は地域の活性化に資することを説明する書類
- 申出のあった日の属する年を含めた5年間の事業計画等
- 支援又は支持を受けている実績を説明する書類
- 欠格事由に該当しない旨を説明する書類

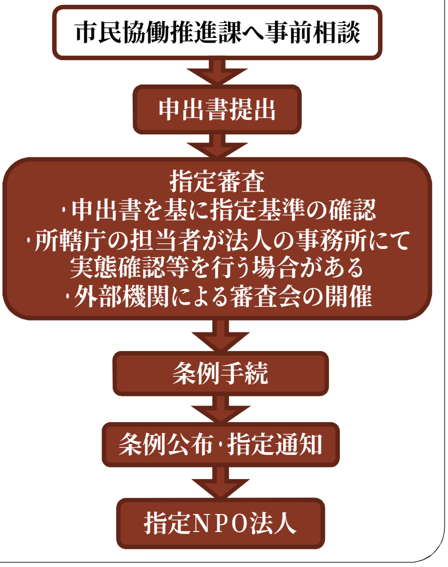

認定書式のダウンロード【相模原市HP】

- 相模原市トップページ ⇒ 市政情報⇒市政への参加・連携 ⇒ 特定非営利活動法人（NPO法人） ⇒ 認定（仮認定）特定非営利活動法人（認定（仮認定）NPO法人）の申請・届出等様式

指定書式のダウンロード【相模原市HP】

- 相模原市トップページ ⇒ 市政情報⇒市政への参加・連携 ⇒ 特定非営利活動法人（NPO法人） ⇒ 指定特定非営利活動法人（指定NPO法人）の申出・届出等様式